



遺産にはどのようなものがあるか

遺産の範囲・2

1 積極財産から申します。

言うまでもなく、不動産、動産（書画・骨董、家財道具、身の回り品）などが遺産であることはご存知と思います。預・貯金、有価証券、現金も遺産に含まれます。預・貯金というのは債権です。このことから、債権が遺産に含まれると連想されます。債権となると、貸金（商売上・業務上のみならず、個人的な貸金を含む。）や売掛金（個人業の場合）もそうです。そして、債権は種類を選びません。例えば、未だ示談が成立しておらず、したがって賠償額が確損害賠償請求権も債権です。

2、このように見ていくと、あらゆる「財産」が遺産です。ということで、遺産となるかどうか微妙な「積極財産」について延べることになります。

3、受取人を相続人の一人、例えば妻に指定した生命保険

生命保険は契約により成立します。生命保険契約です。保険会社には、被保険者の死亡により保険金の支払い義務が現実化します。この点では一見相続と類似しますが、生命保険契約においては受取人を指定することができます。相続のように、受け取るべき者が法定されているとは異なります。

このような保険契約は、一般には、夫が契約し、夫が保険料を支払い、夫が被保険者となることが多いと思います。このような保険契約を、保険会社と保険契約者間の第三者（受取人）のためにする契約と言われます。このように、受取人が特定される保険契約においては、保険金は受取人固有の財産となります。受取人が相続人の一人であっても、保険金は受取人固有の財産です。

4、そうすると、同じ相続人のうちで、生命保険金を受け取る者と受け取らない者とで、公平・不公平の問題が生じます。積極財産たる遺産が意外に少なかったり、消極財産（負債）の方が多いような場合に、生命保険金の受取人だけが利益を得るように感じられます。そこで、実務では、生命保険金は遺産ではないものの遺産分割に際してどのように反映させるかという問題が生じます。その反映のしかたについて主要なものとして次のようなものがあります。

4、第一は、指定された受取人固有の財産であって遺産ではないから、遺産分割に際して反映させないという考え方です。第二は、実質的には贈与ないしは遺贈があったものとして、特別受益（後に延べます。）または遺留分（これも後述）の対象とするという考え方、第三は、特例受益とするが遺留分の対象とはしないという考え方です。

6、第一は別として、例えば特別受益とする場合、次に、どれだけ（金額）を反映させるかが問題となります。この点に関しても説が分かります。①保険契約者（被相続人）の支払った保険料とする説、②保険金の額そのものとする説、③被相続人死亡時において解約したとしたら払われる解約返戻金とする説、④保険金額に、満期までの保険金全額に対して被相続人が現実に払い込んだ金額の割合を乗じた金額とする説などがあります。

7、いずれにしても、説の分かれる問題です。実務では、裁判例（判例）によることとなります。上記第三と考え、④とする裁判例があります。

今回は、生命保険金の受取人を相続人とした場合について考えます。